

社会福祉協議会における 助け合い活動の推進

平成28年10月26日

生活支援コーディネータースキルアップ等支援事例説明会
全国社会福祉協議会 地域福祉部

本日も説明する内容

1. 社会福祉協議会の組織、事業、活動の基本的な考え方
2. 住民主体の地域福祉活動の推進
 - ふれあい・いきいきサロン
 - 見守り支援活動
 - 住民参加型在宅福祉サービス
3. 生活支援体制整備事業への取り組み

社会福祉協議会組織の基本的性格

○ 地域住民、社会福祉の関係者、行政等の参加・協力を得て組織され、活動する組織

* 民間組織としての自主性

* 広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性

→2つの側面を併せ持った民間非営利組織

○ 全国すべての市区町村、都道府県・指定都市及び全国段階に設置

* 各々が独立した法人

* 同時に全国ネットワークにより活動している

社協活動の原則

(新・社会福祉協議会基本要項 平成4年)

①住民ニーズ基本の原則

②住民活動主体の原則

③民間性の原則

④公私協働の原則

⑤専門性の原則

社会福祉協議会の活動の考え方

- 行政や専門家・専門機関だけが行うのではなく、
- 地域住民やボランティアや地域の様々な関係機関に参加いただき、
- 一緒に知恵や活動、あるいは財源も出し合って取り組みをすすめる。



住民主体の地域包括ケアシステムの推進


住民自身が「暮らし続けたいと思う地域」の姿を描き、様々な形で参画し、専門職・専門機関や自治体、企業等と協働して支えていく、地域の生活支援の仕組みづくり。

⇒ 地域における課題解決の主体は、その地域に暮らす住民自身

⇒ 専門職が住民を「活用」するのではなく、住民の主体的な取り組みに対して専門職の協力を得る

社会福祉協議会の構成

- ・地域福祉推進基礎組織
(地区社協、校区福祉委員会等)
- ・町内会・自治会
- ・老人クラブ
- ・民生委員・児童委員協議会
- ・社会福祉法人(福祉施設等)
- ・当事者団体、家族の会
- ・NPO、ボランティアグループ
- ・保健・医療機関
- ・協同組合(生協、農協等)
- ・教育関係団体
- ・経済・労働等関係分野の団体
- ・行政 など



住民組織、ボランティア、保健・医療機関、教育、労働関係団体など
多様な組織・団体が参加する協議体

社会福祉協議会の事業

地域福祉活動推進部門

住民参加による福祉活動づくり・福祉コミュニティづくり

- ボランティアセンター機能<90.2%>
- コミュニティづくり
 - ・住民や当事者の組織づくりの支援
- 住民の福祉活動支援
 - ・サロン活動、見守り・助け合い活動
- 住民福祉活動の計画づくり・各種調査活動 など

福祉サービス利用支援部門

福祉サービスの利用などの相談・支援

- 相談活動の実施
- 日常生活自立支援事業
- 生活福祉資金貸付事業
- 生活困窮者の自立支援 など

在宅福祉サービス部門

福祉サービスの利用などの相談・支援

- 訪問介護（ホームヘルプ）<約70%が実施>
- デイサービス<約50%が実施>
- 居宅介護支援<約70%が実施>
- 食事サービス<約60%が実施>や移動サービス<約44%が実施>

法人運営部門

- 理事会などの組織運営
- 財務、人事等の総務業務 など

住民主体の生活支援の特徴

○具体的に生活を支えるだけでなく、その活動を通して、支援を必要とする人と地域社会とのつながりを作り出す。

○支援をする人と支援を受ける人が固定的でなく、対等な立場で、時には入れ替わりながら行われる。

○誰かのためだけではなく、「自分のためでもある」「私たちの問題である」という意識がベースになる。



生活支援コーディネーターに求められる考え方

- ・住民の主体的な取り組みを引き出す
- ・柔軟性や即応性を大切にする
- ・個別のサービスを増やすことにとらわれず、地域づくりに目をむける

ふれあい・いきいきサロン

- 地域で生まれた活動

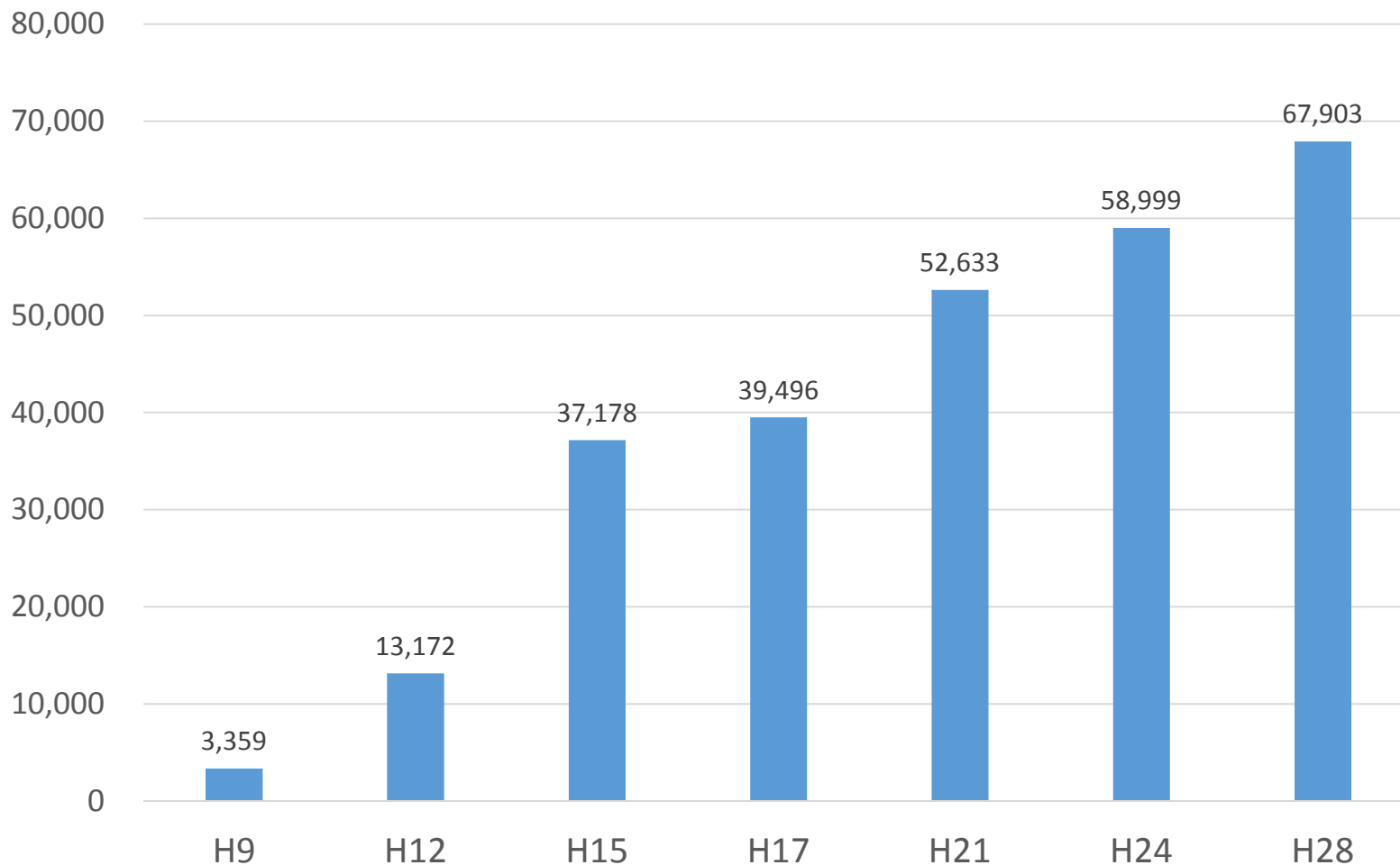
⇒「ふれあい・いきいきサロン」と名称をつけ、全国的に推進(平成6年～)

- 利用者もボランティアも一緒に楽しい時を過ごす、気軽な集いの場
- 出入り自由
- 体操やレクリエーション、趣味活動などのプログラム
- 特別なプログラムをもたないで自由に時間を過ごすサロンも
- ニーズ発見や助け合いを生み出すつながりづくりの場としても機能する



ふれあい・いきいきサロンの広がり

ふれあい・いきいきサロンの箇所数(推移)



(社協活動実態調査2015)

見守り支援活動(小地域ネットワーク活動)

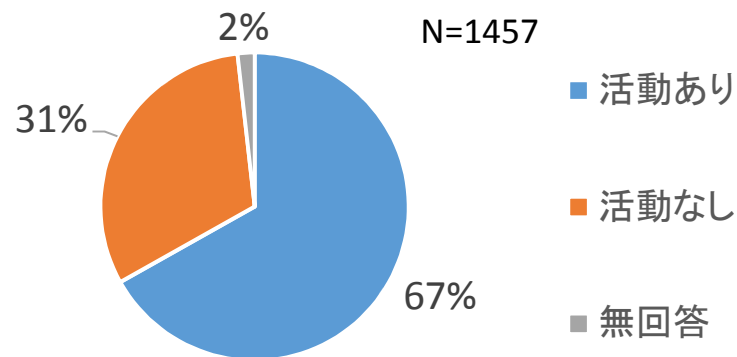
- ・一人暮らし高齢者などに対して、近隣のネットワークで定期的な訪問や声かけ、ちょっとした手伝いなどを行う活動
- ・住民だけで解決が難しい場合は、専門機関と連携し、ニーズをつなぐ

.....小地域福祉ネットワーク.....



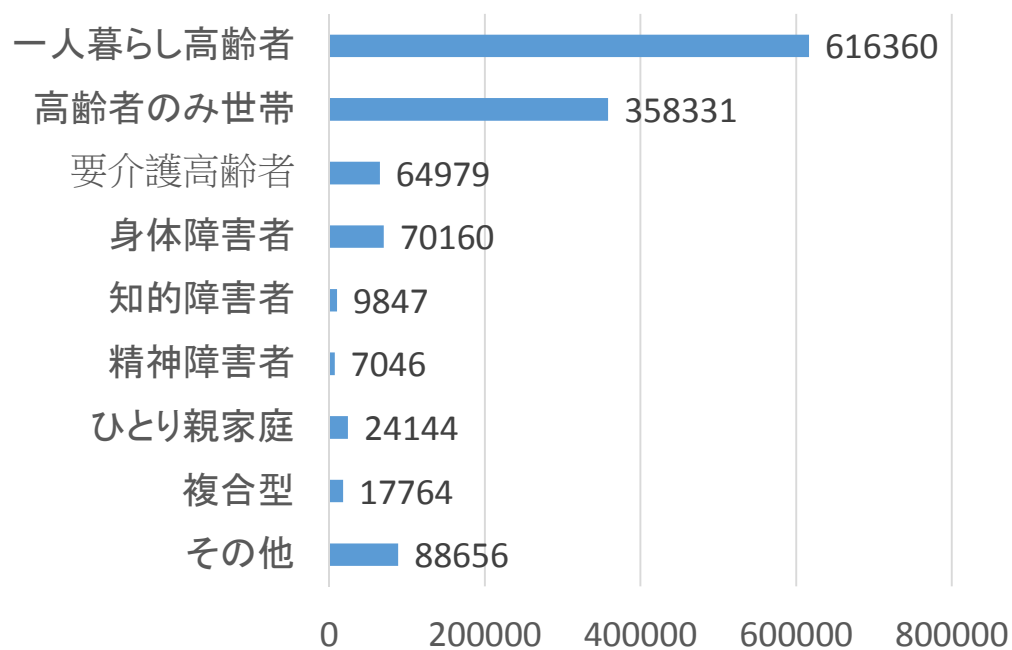
■ 67%の社協で見守り支援活動を実施

見守り支援活動の有無



■ 活動対象者の総計
2,198,278件(世帯)

活動対象者の内訳



(社協活動実態調査2015)

福祉支えあいマップ

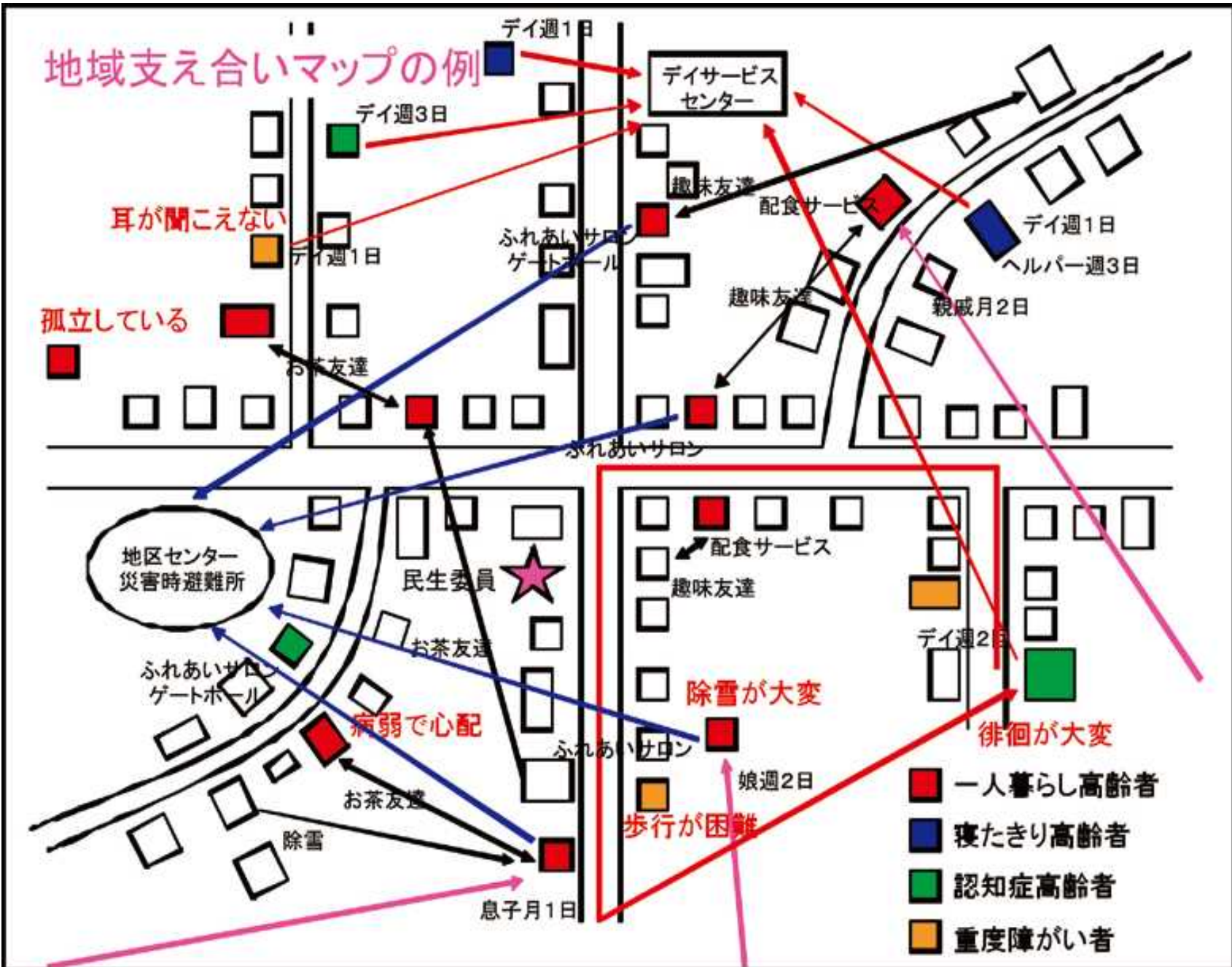
- ・地域の支援を必要な人やその人をめぐる支援や居場所、つながりなどを地図上におとし、地域の福祉課題を調べる取り組み。

⇒災害時の要援護者の把握、小地域ネットワーク(見守り・支援)活動などの取り組みへ

- ・保管や取り組みにおいて、プライバシーへの配慮が必要。



地域支え合いマップの例

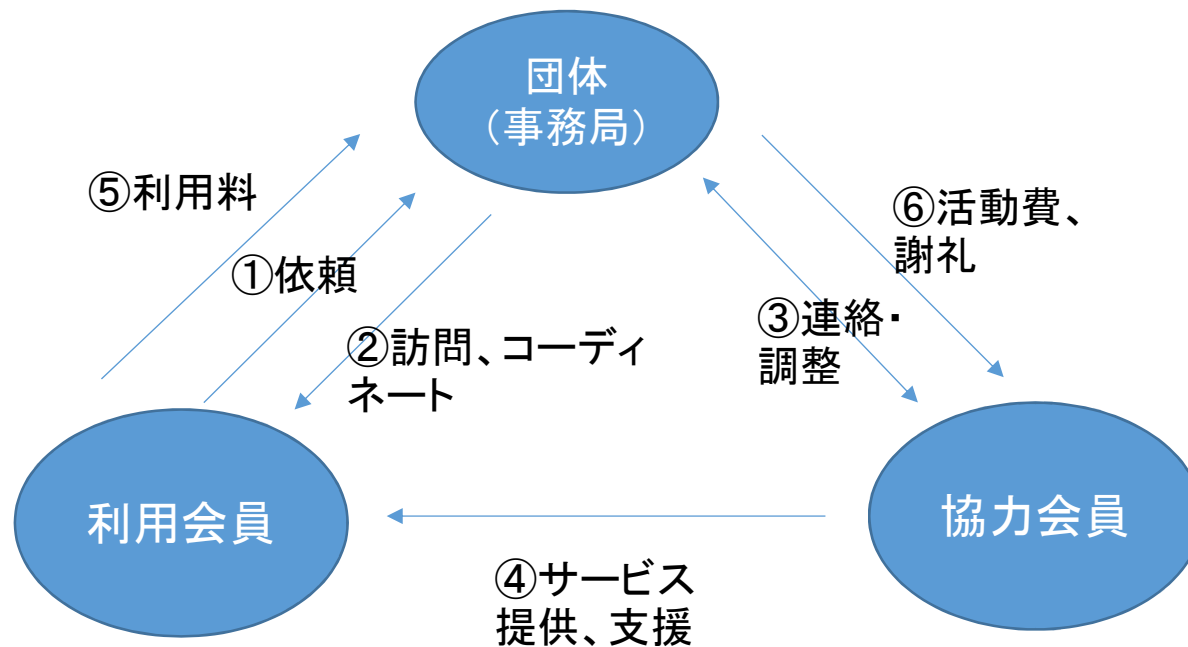


住民参加型在宅福祉サービス

- 利用者と担い手がともに会員となり、助け合いとして家事援助、身体介護、話し相手、外出援助、育児支援などのサービスを行う。
- 利用者の遠慮や気兼ねを取り除くとともに、事業の継続性を担保するため、有償としているところに特徴がある。
- NPO法人格を取って活動する団体もあれば、自治会・町内会や地区社協、ボランティアグループ等が会員同士の助け合いの仕組みとして展開している例も多くある。
- 介護保険サービス等の制度で対応できないようなきめ細かで柔軟なサービスを提供するとともに、サービスを通して利用者との関係性を構築し、誰もが暮らし続けることのできる地域づくりをめざす活動



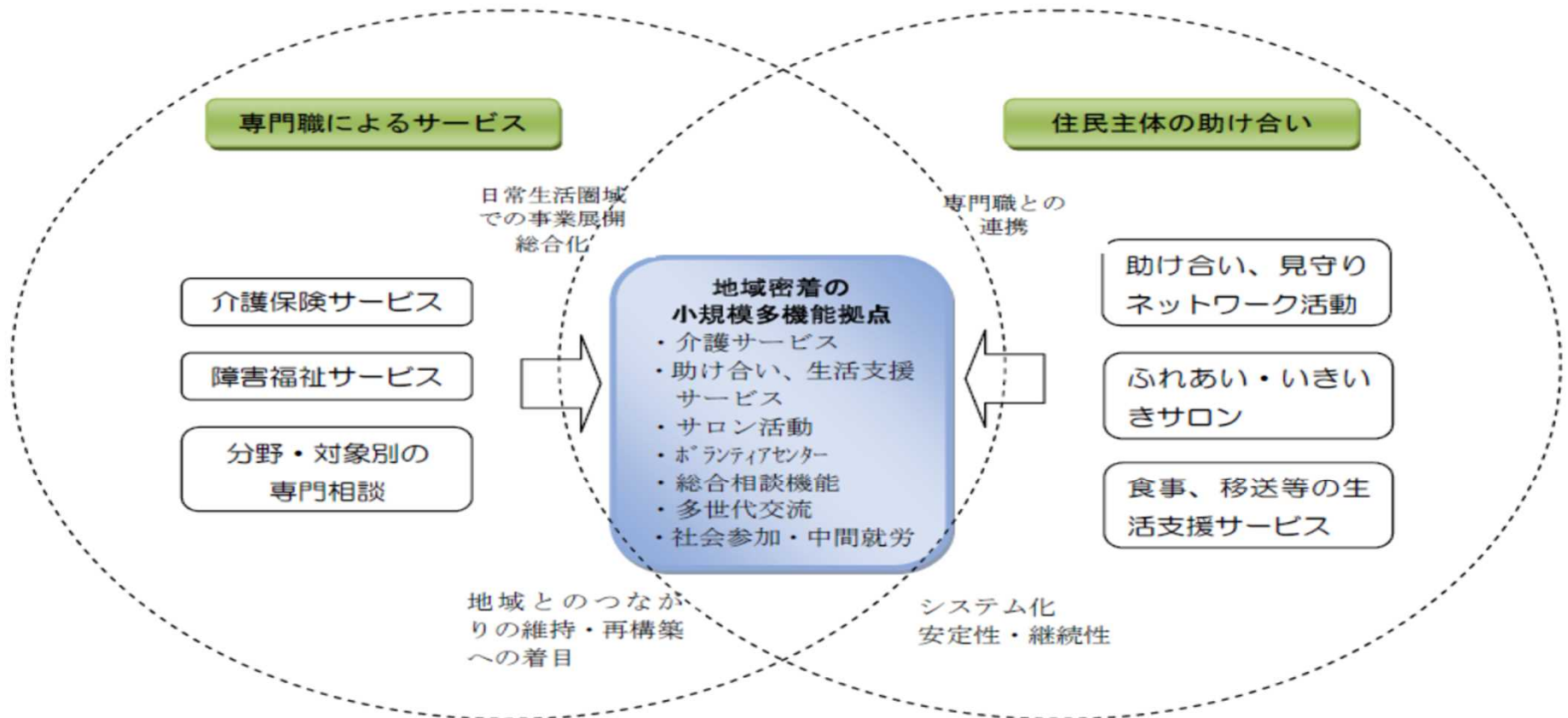
住民参加型在宅福祉サービスの仕組み



- ・全国で約2000団体が活動(平成27年3月時点)
⇒互助型、社協型、生協型、農協型、ワーカーズコレクティブ等
- ・調査研究や研修、セミナー等を実施するゆるやかなネットワークとして住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会を組織

地域福祉推進のための地域拠点づくり

- ・小学校区や町内会を圏域とすることをイメージ
- ・空き家や空き室等の活用
- ・「住民の地域福祉活動」+「デイサービスのサテライト等」としての事業展開等を視野(専門職の配置)



★宝塚市社協ふれあい鹿塩の家（民家型デイサービス）



通所介護（予防・サロン）



預け合い保育



無料
孤立しない 幸せな 男性介護者
男性介護者の集い
のんびり倶楽部

社協における生活支援体制整備事業の実践例

北海道池田町

<地域概況>

- ・ 人口：約7200人 高齢化率：約40% 地域包括支援センター：1か所(直営)
- ・ 総合事業開始時期：平成28年3月 生活支援体制整備事業開始時期：平成27年4月
- ・ 平成18年からふまねっと運動を取り入れた「介護予防健康教室」を実施
- ・ 住民有志を養成し、健康教室のサポーターとして活動

協議体

- ・ 第1層協議体は部会制をとり、資源開発部会(生活支援)とケアマネジメント部会に分かれて活動
- ・ 資源開発部会のメンバーは、サービス事業者や地縁組織及び関係団体で月1回程度の開催を予定。

生活支援コーディネーター

- ・ 社協に生活支援コーディネーターを3名配置(専任1名、兼任2名体制)
- ・ 3名が1層と2層のコーディネーターを兼ね、業務分担
- ・ 子育て中の女性を中心に非常勤職員で住民活動支援員(第3層コーディネーター)を7名配置し、「通いの場」に派遣。
- ・ 老人クラブにおいて「LOREN支えあいパートナー事業」として訪問型の生活支援サービスを立ち上げる予定

特徴・ポイント

- ・ 協議体の受託にあたって、行政に働きかけ、「介護予防・生活支援体制整備調整会議」を設置し、地域包括ケアシステムの構想づくりを行政とともにいった。
- ・ 3層のコーディネーターとして子育て中の主婦を雇用して通いの場を支援。

■池田町社会福祉協議会型 生活支援コーディネーター体制図



◎主たる業務→利用者を通いの場につなぐ

★担い手のイメージ・有給。子育て中の主婦等。子どもを連れて通いの場へ行くことも可能。

◎主たる業務→支援者と利用者をつなぐ

★担い手のイメージ・登録ボランティア。単位老人クラブの女性部長等。訪問型サービスBのマッチング。

島根県松江市

<地域概況>

- ・ 人口：約20万人 高齢化率：約28% 地域包括支援センター：6か所、サテライト2か所
- ・ 総合事業開始時期：平成29年4月 生活支援体制整備事業開始時期：平成27年4月
- ・ 29か所の公民館区に地区社協を組織化。地区社協の事務局を公民館に置き、担当職員を配置している。福祉推進員約1600名、なごやか寄り合い(サロン)約400か所が活動。

協議体

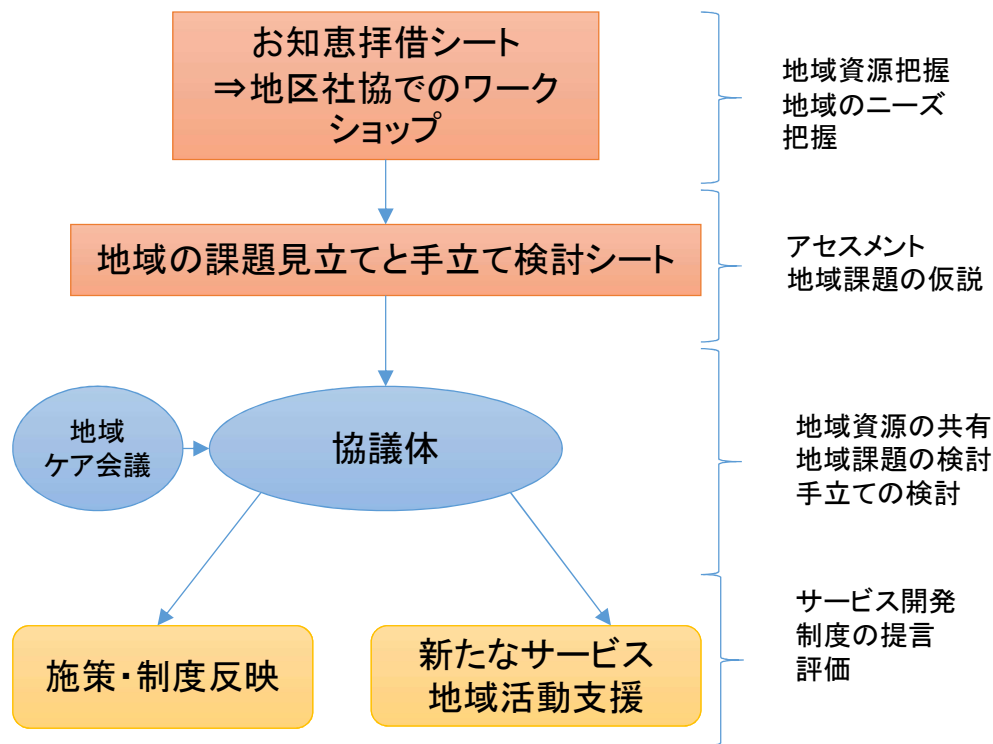
- ・ 第1層協議体(地域ささえ合い協議体)は、介護保険課が招集し、生活支援コーディネーターがファシリテーターを務めている。
- ・ 第1層の構成は、公民館、介護サービス事業所連絡会、地区社協、市民協、高齢者クラブ、理学療法士会、ケアマネ協会、福祉推進員代表者会、シルバー人材、老施協、ボランティアセンター、NPOネット、宅配食事サービス会社等
- ・ 第2層は28年度に設置方法等を検討し、順次進める予定。

生活支援コーディネーター

- ・ 第1層コーディネーター1名を社協に配置。地域包括ケア推進課(地域包括支援センター)、地域福祉課と連携して事業を推進。

実践のポイント

- ・ 地区ごとに住民の懇談会を開催し、地域の資源やニーズを把握。
- ・ 地域の課題と今後の手立てをシートにまとめて協議体に提示し、不足している社会資源や今後のサービス基盤整備の議論につなげる。
- ・ 要支援者のケアプラン約900件について、サービスの利用目的を分析し、ニーズを見える化



『住民主体の生活支援サービスマニュアル』 第1巻～第7巻

全社協 出版部

生活支援コーディネーターが住民主体の活動やサービスの立ち上げを支援していくにあたって、各サービスのねらいや仕組み、運営上のポイントなどを丁寧に解説したマニュアルです。実際に多くの団体とつながり、支援してきた全国団体ならではの知恵・知識を盛り込んでいます。

生活支援コーディネーターの参考テキストとしてだけでなく、協議体での勉強会、活動に関心をもつ住民の集まり、ボランティアの養成講座などで幅広く活用することができます。ぜひご利用ください。



各巻定価 1200円(税別)

ご注文⇒ふくしの本 <https://www.fukushinohon.gr.jp/>

全社協出版部 03-3581-9511